

球磨地域の 100 年後の森林を考えよう！

次世代につなぐ球磨の森づくりルール

球磨地域の森林は、戦後植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている。今後は、「森林を育てる」だけでなく、「伐って、木材として使って、伐った後には再び植栽し、森林を育てる」という森林の循環利用を図っていくことが求められる。

我々は、100 年後を見据え、球磨地域の森林を次世代へつなげていく者として行動規範をここに定めるとともに、その遵守に努める。

平成 31 年（2019 年）3 月

平成 30 年度球磨地域伐採・造林ガイドライン策定検討委員会

【目次】

- 1 森林所有者としっかり話し合い、伐採・更新計画を作成します！
 - (1) 伐採・更新計画の作成
 - (2) 計画の内容
 - (3) 計画策定時の留意事項
 - (4) 森林所有者の同意
 - (5) 伐採・更新計画の遵守
 - (6) 管外・他県における伐採への対応
- 2 伐採する予定の森林の場所と境界を確認し、必要な手続きを確実に行います！
 - (1) 契約、許可・届出、制限の確認
 - (2) 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林計画）の確認
 - (3) 保安林等法令の制限
 - (4) 補助事業の履歴の確認
 - (5) 森林の土地の購入の際の届出
- 3 木材の搬出は、地形や周囲の環境に配慮したやり方を検討します！
 - (1) 路網・土場の整備
 - (2) 整備に当たっての留意事項
- 4 伐採届出旗と皆伐許可旗を掲げます！
 - (1) 伐採現場における実践行動
- 5 持続的な林業を行うために、森林所有者とともに積極的に植栽します！
 - (1) 造林現場における実践行動
 - (2) 再造林に関する森林所有者への説明等
 - (3) 伐採と造林の一貫作業の推進等
 - (4) 苗木の確保
- 6 施工後は環境に配慮した現場整理を実践します！
 - (1) 施工後の現場の管理
 - (2) 路網・土場の完了整理
 - (3) 事後評価
- 7 林業従事者が安心・安全に作業できるよう労働安全衛生を徹底します！
 - (1) 労働安全衛生の徹底
 - (2) 雇用改善・事業の合理化
 - (3) 作業請け任せ
 - (4) 森林環境保全パトロールの実施
- 8 モラルの徹底を図り、豊かな自然と人々の協力を感謝します！
 - (1) 作業環境への配慮
 - (2) 自然環境への配慮
 - (3) 他事業体との連携
- 9 【球磨地域フォレストヒューマン3つの誓い】

1 森林所有者としっかり話し合い、伐採・更新計画を作成します！

(1) 伐採・更新計画の作成

伐採（主伐）と造林を同一の事業者が実施する場合には、その事業者が自ら、別の事業者が実施する場合には、それぞれの事業者が連携して、「伐採及び更新の実行に関する計画」（以下「伐採・更新計画」（別紙様式1）という。）を作成する。

(2) 計画内容

伐採・更新計画には、次の事項を必ず定める。

- ア 森林の所在地（地番、林小班）
- イ 伐採計画（樹種、林齢、面積、保護樹帯の設定）
- ウ 搬出方法（車両系、架線系、路網計画等）
- エ 更新計画（更新方法（再造林、天然更新の別）、造林樹種、面積）
- オ 経費負担
- カ 必要に応じて追加

伐採方法（皆伐・択伐の別）、植栽時期、獣害対策の実施等

(3) 計画策定時の留意事項

伐採・更新計画については、次の事項を踏まえ、伐採後の的確な更新を確保できる更新計画を定め、それを勘案して伐採計画を定める。

- ア 更新方法、及び再造林については、森林所有者への説明を行い、理解を得るものとする。
- イ 再造林に係る森林所有者の負担を軽減するため、伐採と造林の一貫作業の推進等について検討する。
- ウ 再造林を適期に行うためには、苗木の確保に必要な措置を行う。

(4) 森林所有者の同意

伐採・更新計画は、現地状況を森林所有者と確認したうえで同意の署名を得て作成する。

(5) 伐採・更新計画の遵守

伐採事業者等は、作業開始前に、作業員に伐採・更新計画の内容を周知する。作業を他の事業体に請け負わせるときは、伐採・更新計画を守ることを条件とする。

(6) 管外・他県における伐採への対応

- ア 伐採事業者は、他県で伐採を行う場合においては、関係法令はもとより、当該県及び市町村の関係規程等を把握し、遵守する。
- イ 当該県・業界において同様のガイドラインが定められている場合は、それにも従うことが望ましい。

ウ 伐採事業者は、森林所有者からの要請に応じて、伐採から再造林までを責任を持って、かつ効率的に行えるよう、自社で一貫して引き受ける体制を取ることを基本とする。

しかし、それが困難な場合は、あらかじめ再造林を請け負う事業者との連携体制を築いておく。特に、当該県及び市町村における造林補助事業等を活用する必要がある場合は、その申請手続きや造林に必要な苗木の調達等を行うことができる事業者と、時間的余裕をもって連携体制を築く。